

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
63	給付金支給事務全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名古屋市は、給付金支給事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

名古屋市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	給付金支給事務
②事務の内容 ※	令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、物価高騰による国民への負担の増加に対する支援を目的として、「給付金支給事務」を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ・令和6年度低所得者支援給付金(令和6年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯向けの給付金)の支給事務 ・定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務 <事務の流れ(概要)> ①給付金進捗管理システムで支給候補者を抽出 ②支給候補者のうち、転入等で令和6年度の税情報が不明な者については、中間サーバーを経由して税情報を取得 ③給付金進捗管理システムで上記①と②のデータを用いて支給対象者を抽出 ④支給対象者について、中間サーバーを経由して公金受取口座情報を取得 ⑤公金受取口座情報を取得できた者については、返信不要の「支給のお知らせ」を送付し、一定期間経過後に各給付金を支給 公金受取口座情報を取得できなかった者については、申請書を送付し、口座情報等を記入の上返信してもらい、記載内容等の審査を行った上で、各給付金を支給
③対象人数	＜選択肢＞ [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

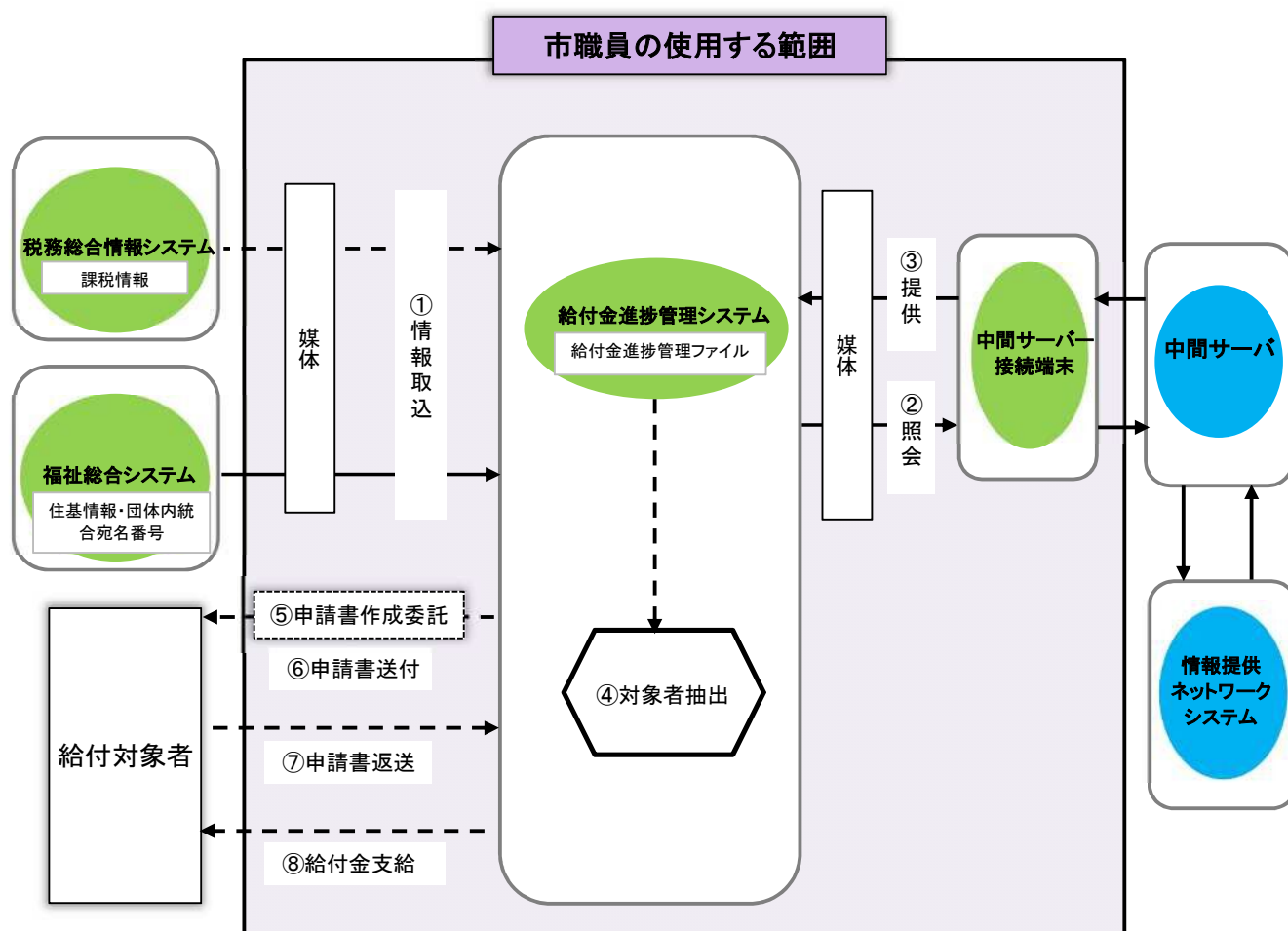
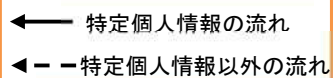
システム1	
①システムの名称	給付金進捗管理システム
②システムの機能	支給状況管理機能 (1)個人や世帯の税情報等を管理する機能 (2)支給状況を管理する機能 申請書等作成機能 支給対象者に対して、申請書等を作成する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム2～5	

システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存業務システム、宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)及び符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供及び符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
給付金進捗管理ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人番号を用いて団体統合宛名番号を取得し、中間サーバーを経由して公金受取口座に関する情報取得を行う必要がある。 他都市で課税されている者について、税情報を取得することで、給付要件を満たすかの確認を行う必要がある。
②実現が期待されるメリット	プッシュ方式での支給が可能となり、公的給付の迅速かつ確実な支給に資する。 給付対象の適切な抽出に資する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法別表第135項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第160項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局税務部税制課
②所属長の役職名	税制課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

■ 給付金支給事務



(備考)

- ① 税務総合情報システム(個人住民税)から提供される課税情報及び福祉総合システムから提供される住基情報・団体内統合宛名番号を給付金進捗管理システムに取り込む。
- ② 給付対象候補者に限定して、中間サーバー接続端末から公金受取口座情報及び他都市の個人住民税課税情報を照会する。
- ③ 照会結果を給付金進捗管理システムに取り込む。
- ④ 給付金進捗管理システムに取り込んだ各情報から対象者を抽出し、申請書印刷データを作成する。
- ⑤ 申請書印刷データから申請書の印刷・封入を行う。
- ⑥ 給付対象者に申請書を送付する。
- ⑦ 口座情報を申請書に記載の上、返送する(公金受取口座等で口座情報をあらかじめ把握できている方については、申請書の返送は不要。)
- ⑧ 所定の口座に給付金を支給する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
給付金進捗管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	①基準日(令和6年6月3日)において、税情報等から給付金の支給対象と見込まれる個人 ②令和6年1月2日以降の転入者等で、令和6年度の個人住民税の課税データが不明な個人
その必要性	①公金受取口座を登録している個人については全員情報照会することで、最大限迅速かつ確実な支給が可能となる。 ②基準日(令和6年6月3日)に本市に住民登録があれば、給付金の支給対象となりうるため、支給の可否の判定に必須である。
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (公金受取口座情報)
その妥当性	給付金の審査において、支給要件となっている課税状況を判断する必要があるため、広域な税情報が必要とする。また、迅速かつ確実な給付を行うために公金受取口座情報を必要とする。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	R6.6.3
⑥事務担当部署	財政局税務部税制課 総務局行政DX推進部デジタル改革推進課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 （健康福祉局監査課） ☒ 行政機関・独立行政法人等 （デジタル庁） ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 （他市町村） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法		☐ 紙 ☒ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）	
③入手の時期・頻度		1回（令和6年6月）	
④入手に係る妥当性		①支給候補者について、公金受取口座を照会することで、最大限迅速かつ確実な支給が可能となる。 ②基準日（令和6年6月3日）に本市に住民登録があれば、給付金の支給対象となりうるため、支給の可否の判定に必須である。	
⑤本人への明示		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条により支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することができる。	
⑥使用目的 ※		特定公的給付における迅速かつ確実な支給のための公金受取口座情報等の取得	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	財政局税務部税制課（栄分室勤務の職員に限る）	
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		1 給付金進捗管理システム 団体内統合宛名番号で個人を識別し、中間サーバーによる情報照会に用いるファイルを作成及び管理する。 2 中間サーバー 情報提供ネットワークシステムを介してデジタル庁から公金受取口座情報及び他市での令和6年度の個人住民税の課税情報を取得する。	
情報の突合 ※		課税情報と住民基本台帳情報を突合して、課税判定を行う。 課税判定結果と過去の給付金支給状況を突合して、給付対象者の審査を行う。	
情報の統計分析 ※		支給対象者などの統計は作成するが、個人を特定するような情報の統計分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		給付金の支給決定は行政処分ではない。	
⑨使用開始日		令和6年6月3日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		給付金支給事務におけるシステム開発等
①委託内容		給付対象者の抽出、申請書データ作成、支給状況(申請書返戻、振込済など)のシステム管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	①基準日(令和6年6月3日)において、税情報等から給付金の支給対象と見込まれる個人 ②令和6年1月2日以降の転入者等で、令和6年度の個人住民税の課税データが不明な個人
	その妥当性	①公金受取口座を登録している個人については全員情報照会することで、最大限迅速かつ確実な支給が可能となる。 ②基準日(令和6年6月3日)に本市に住民登録があれば、給付金の支給対象となりうるため、支給の可否の判定に必須である。
③委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他 ()
⑤委託先名の確認方法		名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社アイネス
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由及び再委託先に取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。
	⑨再委託事項	申請書等の印刷、封入作業

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[] 提供を行っている （ ）件 [] 移転を行っている （ ）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	

[illegible]

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		1 給付金進捗管理システムにおける措置 サーバーについては、事務処理センター（市職員が勤務するフロア）に情報管理室を設置し、床面に頑強に固定したサーバーラック内に設置する。また、情報管理室においては鍵施錠を行い、入退室の記録ができるようにする。 また、名古屋市の管理下にあるネットワーク上に設置するものとし、個人毎に割り振られたIDを用いてログインできるようシステム構築する。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う (2) 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	[5年] ＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	名古屋市情報あんしん条例施行細則に基づき、5年としている。
③消去方法		＜給付金進捗管理システムにおける措置＞ 委託業者の管理下にある情報機器、電子媒体に記録された甲の全ての機密情報に関して完全に消去するかデータの参照ができないように当該機器の全ての記憶装置、電子媒体を物理的に破壊しなければならないとしている。 また、情報の削除後、削除した情報及び削除方法を示した情報消去証明書を提出させるものとする。 ＜中間サーバーにおける措置＞ 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

管理番号101-1の事務手続: 公金受取口座情報

管理番号101-214の事務手続: 課税年度、市長村民税所得割額、市町村民税均等割額、市町村民税_定額減税額、
市町村民税所得割額(定額減税前)

5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)、団体内統合宛名番号、個人番号対応符号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
給付金進捗管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	給付金の支給対象候補者をあらかじめ給付金進捗管理システムで抽出を行い、該当の者についてのみ福祉総合システムから特定個人情報を取得できるよう制御している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	本事務を実施する上で、最低限必要な項目のみを福祉総合システムから取得するよう制御している。
その他の措置の内容	目的外の情報収集を行わないよう、利用者に対して情報保護に対する研修等を行う。
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<給付金進捗管理システムにおける措置> 市職員は委託業者を通じなければ団体内統合宛名番号を取得することができない。 委託業者には、仕様書等で団体内統合宛名番号の取り扱いを指定している。 <中間サーバーにおける措置> 住民については、既存住民基本台帳と連携される。
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<給付金進捗管理システムにおける措置> 福祉総合システムと連携されるため、本人確認は行わない。 <中間サーバーにおける措置> 住民については、既存住民基本台帳と連携されるため、本人確認は行わない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<給付金進捗管理システムにおける措置> 福祉総合システムと連携されるため、真正性確認は行わない。 <中間サーバーにおける措置> 住民については、既存住民基本台帳と連携される。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<給付金進捗管理システムにおける措置> 福祉総合システムと連携されるため、正確な情報となる。 <中間サーバーにおける措置> ①住民については、既存住民基本台帳と連携されるため、正確な情報となる。 ②住民以外の者については、情報連携基盤システムを利用する各事務において、住民基本台帳ネットワークシステムを利用するなどして、正確な情報に更新する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<給付金進捗管理システム・中間サーバーにおける措置> アクセス制御や暗号化を実施することにより、漏えい、紛失を防止する。
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
給付金進捗管理システム及び中間サーバーに接続できる端末がある部屋には、利用者以外立ち入ることができないようになっており、電子媒体で運搬する際は暗号化を施している。	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	—	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	本給付金の対象者として、給付金進捗管理ファイルの対象となった者の特定個人情報のみを福祉総合システムから取り出せるように制御している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	給付金進捗管理システムに接続できる端末はすべてログインID・パスワードが必要である。また、中間サーバーに接続できる端末はすべてログインID・パスワード及び指紋認証が必要である。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<給付金進捗管理システム> 本市の管理下にあるネットワーク上に設置するものとし、個人毎に割り振られたIDを用いてログインできるようにシステム構築する。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<給付金進捗管理システム> 給付金事務の担当職員に変更があるたびに、不要となったログインIDの削除を行う。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	給付金進捗管理システムにおいて、全てのアクセスログを保管している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	給付金進捗管理システム及び中間サーバーにおいて、アクセスログを保管している。また、それぞれに接続できる端末はインターネットは利用できない仕様と定めている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<給付金進捗管理システム> 電子メール等外部とのやりとりが制限される端末を使用しており、また、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。違反行為を行った場合は、番号法の罰則規定により措置を講じる。 <中間サーバーにおける措置> 中間サーバーを利用する端末では、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。 必要最低限の利用者又は業務システムに対して必要最低限の出力しかできないアクセス権を設定する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
給付金進捗管理システム及び中間サーバーに接続できる端末がある部屋には、利用者以外立ち入ることができないようになっており、電子媒体で運搬する際は暗号化を施している。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託業者において、情報セキュリティの取り扱い等について定めており、物理的な制限(入室制限など)や情報セキュリティ監査の実施などを行っている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	委託業者においては、作業報告書等により、作業内容、作業範囲を明確に報告させている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	給付金進捗管理システム及び中間サーバーにおいては、アクセスログを保存している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	第3者への提供を禁止するとともに、契約に基づき遵守状況の報告を求め、実地確認調査を実施する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	外部への持ち出しを禁止するとともに、契約に基づき遵守状況の報告を求め、実地確認調査を実施する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業者は業務完了後速やかに情報機器、電子媒体に記録された全ての機密情報に関して完全に消去するかデータの参照ができないように当該機器の全ての記憶装置、電子媒体を物理的に破壊しなければならない。また、情報の削除後、削除した情報及び削除方法を示した情報消去証明書を提出するものとする。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	受託者は、本件業務が特定個人情報(番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)を取り扱う事務である場合、あらかじめ委託者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。 2 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、委託者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。 3 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 (2) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 (3) 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ① 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ② 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③ 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<給付金進捗管理システムにおける措置> ①事務処理センター(市職員が勤務するフロア)に情報管理室を設置し、床面に頑強に固定したサーバーラック内に給付金進捗管理システムのサーバーを設置する。また、情報管理室においては鍵施錠を行い、入退室の記録ができるようにする。 ②給付金進捗管理システムを利用できる端末については、必ずワイヤーロックで固定し、盗難対策を行う。また、インターネットは利用できない仕様としている。 <中間サーバーにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<給付金進捗管理システムにおける措置> ①名古屋市の管理下にあるネットワーク上に設置するものとし、個人毎に割り振られたIDを用いてログインできるようシステム構築する。 ②サーバー及び端末において、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、OS等の修正プログラムについても最新のものにしている。 <中間サーバーにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	本市の事業の受託業者が、事業の参加者に対してアンケート調査の依頼を電子メールにて一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ、誤って「宛先」欄を使用し、電子メールアドレス(121名分)を他の参加者から閲覧できる状態で送信した。
	再発防止策の内容	受託業者に対し、個人情報の取扱いについて誤りのないよう指示徹底した。電子メールを一括送信する際は複数の職員で確認するように指導を行った。
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	—
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	支給対象候補者に対して最新の情報を紐づけ、速やかに1回限りの情報照会を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	情報機器、電子媒体に記録された全ての機密情報に関して完全に消去するかデータの参照ができないように令和6年度末に当該機器の全ての記憶装置、電子媒体を物理的に破壊する。 また、情報の削除後、削除した情報及び削除方法を示した情報消去証明書を委託業者に提出させる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

Ⅳ その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<事務上における措置> 給付金支給事務を実施する課において、毎月1回、電子情報の保護対策等を確認する自己点検を実施している。 <給付金進捗管理システムにおける措置> 年1回内部点検(情報システム導入・運用ガイドラインにおけるセルフチェック)を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<給付金進捗管理システムにおける措置> 情報保護に関する外部監査又は内部監査又は内部点検のいずれかを、少なくとも年1回実施することを定めている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<名古屋市における措置> (1)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報の保護責任者、特定個人情報を取扱うシステム所管課長、各事務取扱担当者等に対して、特定個人情報の適正な管理に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 (2)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報を取扱うシステムを利用する職員に対して、システムの運用及びセキュリティ対策に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 (3)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、その他の特定個人情報を取扱う職員に対して特定個人情報の安全管理に関する研修をおおむね1年ごとに実施する。 <事務上における措置> (1)新たに配属された職員(新規・異動者)全員に対して、情報セキュリティを含む研修を実施している。 (2)新たに配属された課長級職員に対して、管理者向け研修を実施している。 (3)システム保守・運用に携わる職員に対して、リーダー向け研修を実施している。 (4)委託業者に対して、関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求めている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所スポーツ市民局市民生活部市政情報課
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、必要事項を記載した開示・訂正・利用停止請求書を提出する。
特記事項	開示請求について、市公式ウェブサイト上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	給付金進捗管理ファイル
公表場所	市民情報センター
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 財政局税務部税制課 電話番号052-972-2332
②対応方法	1 問い合わせの受付時に受付表を起票し、対応について記録を残す。 2 情報漏えい等に関する問い合わせがあれば、その事実確認を行うために、標準的な処理期間を条例上 に規定している。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年8月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	名古屋市パブリックコメント制度要綱に基づき、パブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、広報紙に公表する旨の記事を掲載し、市ホームページ、区役所情報コーナー及び市民情報センターにて全文を閲覧、取得できる。
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	